

日本司法支援センター令和6年度業務実績評価・第5期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績評価の概要

1 評価の方針

令和4年度からの第5期中期目標期間においては、高齢者・障がい者等の司法に手が届きにくい人のニーズに応えること、法的支援の必要性に気付いていない人へのアプローチを図ること、社会のデジタル化の動きに対応して必要な法的支援を提供すること等に重点が置かれている。

令和6年度の業務実績については、各種取組が適切に実施され、中期計画及び年度計画における所期の目標を達成しているかという観点から評価を行った。

また、第5期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績については、各種取組の進捗状況を踏まえ、同中期目標期間の終了時に中期目標の達成が見込まれるかという観点から評価を行った。

2 評価の概要

令和6年度の業務実績及び第5期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績については、いずれも、所期の目標をおおむね達成していると認められる。

評価されるべき取組としては、

- 司法アクセス拡充のための体制整備について、令和4年度から靈感商法等対応ダイヤルの運用、令和5年度から特定被害者法律援助業務を実施して、旧統一教会に係る被害者の支援に尽力したこと、また、ワンストップ相談会における警察庁等との連携や、社会的に問題が指摘された「闇バイト」、「トー横キッズ」への対応における地方自治体との連携等、社会の法的ニーズに対し、関係機関と連携して迅速かつ的確に応えたこと
- 適切な情報提供業務の実施について、新たにチャットボット及び有人チャットを導入し、デジタル化への対応を進めるとともに、情報提供業務の効率化を行ったこと、また、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨への対応として、ホームページにおける必要情報の迅速な公開や、法テラス災害ダイヤルを活用した情報提供を行ったこと
- 国選弁護業務について、日弁連等と不断の協議を行い、令和5年度に国選弁護報酬

の改定に至ったこと

- 犯罪被害者支援業務について、令和6年に総合法律支援法が改正されて犯罪被害者等支援弁護士制度が導入されたことを受け、令和8年1月からの同制度の運用開始に向けた制度体系や事務フローの検討等の体制整備、日弁連等の関係機関との協議を進めたこと

が挙げられる。

他方で、課題としては

- 常勤弁護士の採用及び配置について、常勤弁護士の業務量が中期目標で定めた水準に到達していないことに加え、常勤弁護士の採用数が大幅に減少しており、このままでは持続可能な支援体制の維持に困難を来しかねないこと
- 民事法律扶助業務について、全体として法律相談援助件数が減少しており、特に、今後拡充が見込まれるはずのオンライン相談を含む電話等法律相談援助実施件数が大きく減少していること
- 自己収入の獲得等について、一般寄付の件数が増加したことは法テラスの努力の表れと評価できるものの、寄付金額自体は中期目標期間を通じて大きく減少しており、対応が求められること

等が挙げられる。

3 今後の業務運営に向けた期待

当評価委員会としては、支援センターが、今後の業務運営を行うに当たり

- 常勤弁護士及び契約弁護士等の確保に尽力し、持続可能な支援体制を構築すること
- 社会の情勢やニーズ等を踏まえた迅速かつ柔軟な対応や、自治体等との関係機関連携等の、令和6年度の活動として評価の高かった司法アクセス拡充のための活動を継続すること
- 犯罪被害者支援業務について、犯罪被害者等支援弁護士制度の令和8年1月からの運用開始に向けて、精通弁護士の確保や日弁連等の関係機関との連携強化等、必要な準備を進めて、適切な運用を行うこと
- 事業の各分野におけるデジタル化の推進等により、業務運営をより一層効率化すること

等を期待したい。

また、第83回評価委員会では、各委員から、法テラスの今後に向けた貴重な提言を受けたので、ご紹介したい。具体的には、

- 法テラスの業務が拡大する中で、その本質的な部分が見えづらくなってきたように思われるので、「法テラスが果たすべき使命が何なのか」ということを改めて見直すべきではないか、といった法テラスの活動の本質を指摘した提言
 - 法テラスの活動は、経済に恵まれない人たちに法的支援を提供するというのが元々の出発点だったが、今は、様々な事情で社会から閉ざされた部分にいる人たちに対する法的支援という、ソーシャルワーク的な活動に移ってきている、その中で、国民にとって法テラスを利用する敷居が高くなるようにすることが重要であり、特に常勤弁護士は、抱えている問題が法的問題かどうか分からないという方からの相談に対しても、積極的に受任するように自分の中のハードルを下げて対応してほしい、といった、法テラスの役割と常勤弁護士の心意気に関する提言
 - 司法過疎対策としては、これまでのように地域事務所の設置にこだわらず、地元自治体等の関係機関と連携した柔軟な体制整備も選択肢とすることもありうるのではないか、といった、これからの司法過疎対策の方向性を示した提言
- などであり、これら提言を踏まえた業務の遂行を期待したい。